

刈谷市違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下「条例」という。）に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却（以下「簡易除却」という。）を市民と協働して行うため、違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体（以下「簡易除却団体」という。）を設置し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(簡易除却団体の資格)

第2条 簡易除却団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内の一定の地域において、簡易除却を適正に実施することができること。
- (2) 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する18歳以上の者5名以上で組織する団体であること。

(簡易除却団体の認定手続等)

第3条 簡易除却団体の認定を受けようとする団体は、違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 簡易除却団体構成員名簿（様式第2号）
- (2) 簡易除却実施計画書（様式第3号）
- (3) 簡易除却実施予定地域を示す図面
- (4) 簡易除却した広告物の一時保管場所を示す図面
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体認定書（様式第4号）を交付するものとする。

3 簡易除却団体の認定期間は、3年以内とする。ただし、次項に規定する申請に基づき、更新することができる。

4 簡易除却団体は、認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日ま

でに違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体認定申請書（様式第1号）に第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、認定の更新について準用する。

6 簡易除却団体は、申請の内容に変更があるときは、違反屋外広告物簡易除却ボランティア団体変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、簡易除却団体が次のいずれかに該当するときは、その団体に対する認定を取り消すことができる。

（1）前条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（2）簡易除却団体としてふさわしくないと認める行為等があったとき。

（簡易除却団体構成員の委任等）

第4条 前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する認定書の交付を受けた団体の構成員（以下「簡易除却ボランティア」という。）は、市長の委任を受けたものとし、同条第1項第2号に規定する簡易除却実施計画書に従い、簡易除却を行うものとする。

2 簡易除却ボランティアは、市長が行う違反屋外広告物の簡易除却に関する講習会を受講しなければならない。

3 市長は、簡易除却ボランティアに身分証明書（様式第6号）を交付するものとする。

4 簡易除却ボランティアの委任期間は、所属する簡易除却団体の認定期間とする。

5 市長は、簡易除却ボランティアが次のいずれかに該当するときは、その者に対する委任を取り消すことができる。

（1）簡易除却ボランティアから解任の申出があったとき。

（2）簡易除却ボランティアとしてふさわしくないと認める行為等があったとき。

6 簡易除却ボランティアは、委任期間が満了したとき、又はその委任を取り消されたときは、身分証明書を速やかに返却しなければならない。

（遵守事項）

第5条 簡易除却ボランティアは、簡易除却を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 2人以上で行うこと。

(2) 身分証明書を携帯し、腕章等簡易除却ボランティアであることが認識できるものを着用すること。

(3) 法、条例、その他の関係法令及びこの要綱の規定を遵守するとともに、市長の指示に従うこと。

2 簡易除却ボランティアは、違反屋外広告物を表示した者との争いの発生等問題が生じたときは、直ちに市長に連絡しなければならない。

(報告等)

第6条 簡易除却団体は、簡易除却を行ったときは、違反屋外広告物簡易除却実施報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 簡易除却団体は、簡易除却を行ったはり紙を除く広告物を市に引き渡さなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。